

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金【第3弾】

- 【対象期間】 2月8日（月）21時から2月21日（日）24時までの全14日間
- 【対象地域】 県全域
- 【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗
- ・ 飲食店（カラオケ店を含む）
 - ・ これまで21時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間の全ての営業時間を5時から21時までに短縮した店舗（ただし、酒類の提供は11時から20時まで）
 - ・ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の取組宣言書等及び飲食店のチェックシートを掲示している店舗
 - ・ 会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）運動に賛同し、店内にチラシを掲示している店舗
- 【支給額】 1店舗あたり 56万円
- 【申請方法】 インターネット又は郵送
- 【受付期間】 2月22日（月）～3月19日（金）（消印有効）

営業時間短縮協力金コールセンター

（電話番号） 028-341-1787

（受付時間） 午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）